

しますと、ただいままでのところで、
は、どういふ場合に株式について認可
があるかというところは、おのほほ御説明
いたしますが、簡単に申し上げます、新株と
旧株と旧株とわけまして、新株と
申しますのはその株の発行会社が資産
を増加する場合、旧株はそうでない
株、いわゆる市場で売買されておるも
のは旧株になる、新株は増資の場合の
株、会社が設立されます場合の株、こ
の二つの種類に分けて、外資委員
会の認可がいりますのは、旧株の場合
は全部認可がいりますことになつて
おります。それから新株の場合は配当
金の送金保証を要求する場合は認可が
いる。そうでない場合は認可はいらな
い。旧株については配当金の送金保証
を要しますが、ただ円で受取る場合で
も認可がいります。こういうことになつ
ておつた。そこでその認可をいたします
場合に、どういふ基準によるかといふ
と、ただいままでのところでは、この
四号で株式持分を取得する場合に、
その取得の対価がその取得のために
ドル、ポンドといったような対外支拂
い手段で日本に送金して参りました、
それを合法的に、つまりドルでありま
すれば為替銀行を通じて、三百六十円
というレートで交換して得た円貨でな
くては買えない。つまり日本でかせぎ
ました円で買入場合には認可してはな
らない。海外から新たにその目的のた
めに外貨を送つて来て、日本の外貨の
改善に寄與した場合でなければならな
い、こういう認可基準になつておつた
わけでありました。この認可基準によ
りますと、ある外国投資家が日本で株を
買いますためにドルを送つて来た、そ
れでAという株を買つた、そうしてし

ばらくそのAの株を持つておつた。と
ころが今度そのAを売つてBという株
に乗りかえたい、Bの方が有望でもあ
り、収益も多いというので、Bに乗り
かえたいという場合に、前のAの株を
売つて取得した円貨ではBの株を
買えない。従来の基準で行きますと、
Bの株を買うためには、またあらため
てドルを送つて来なければならぬとい
う結果になつておつたのであります
が、株式に投資いたしました方の外人
側の考えからいいますと、一旦一つの
種類の株に投資いたしましたならば、
未来永劫その株を持つておらなければ
ならないというふうなことは、株
式投資の実態に反する。株式に投資い
たしますのは、なるほど期限はありま
せんが、随時市況によつて乗りかえが
できるということになれば、投資を
有利にすることにならないであらう
と考えまして、一番最初に外貨を送つ
て来まして、買つた株であれば、その
株を売つた金はほかの株を買う場合に
使うことができる。そうして新しく買
い込んだ株の配当金なり、今度の改正
では元本の持ちかえりについても、外
貨送金の保証が得られるという制度に
いたしましたのであります。そのために
今まではただ外貨を送つて参りました
場合、あるいは外貨と同等の価値のあ
るものである場合しか認可ができません
と書いてありましたのを、この下の欄
のイからへまでに掲げましたような
いろ／＼な円貨、こういう場合の円貨
は、新しい株の取得に充て得るといふ
ことにいたしましたのであります。それ
でイにありますのは、外貨と同時の価値
のあるものということで、今までと同
じであります。ロに書いてあります

のは、株式、持分、受益証券で送金の
すでに保証されておりますものを売り
まして得た円貨は、新しい株の取得に
充て得る。但しその場合に、今度の新
しく買います株の取得について認可申
請する間が一月以上あつてはならぬ
。前の株を売つて、たとえば数箇月
あるいは何年も円として持つておつ
て、そして新しく株を買うというとき
に、この金は昔送金保証を得ておつた
株を売つた金であるからということ
で、持つて来られても困る。その買却と認
可申請との間が一月以上あつてはなら
ないという制度を置いたわけでありま
す。ロはそのような買却代金でありま
すが、ハは残余財産の分配でありま
す。前にドルを送つて参りまして、送
金の保証がある株について、解散が行
われて残余財産の分配を受けたとい
うようなときには、その株はもと／＼
さかのぼればドルを送つておるのだか
ら、新しい株を買つてもいいというこ
とにしようということでありました。
そのほかこまかい規定がございます
が、これはいわば特殊の例で、あまり
例が起らないかもしませんが、性質
上残余財産の分配金と同じ扱いにして
もよいと考えられるものをこまかく拾
つたわけでありまして、なお拾ひ得な
いものを最後で「その他政令で定める
もの」といふふうに規定してございま
す。これもやはり支拂い期日と今度新
しく買います株についての認可申請の
間が一月以上あるものは認可できな
い、こういうことになつております。

ハは、後述述べますが、新しく受益
証券が外資委員会の認可によつて外国
人に取得ができ、その送金が保証され
ることになつたのであります。その
送金の保証されておる受益証券の満期
が到来して元本がこえて来た場合に
は、それでもつて新しい株を買うこと
はさしつかえないということになつた
わけでありました。
ホは、相続、遺贈、合併によつて取
得しました円貨で、以上述べましたロ
からニに掲げておりますような場合
に、このほかの株に充て得る金を相続
いたしました場合には、相続でありま
すれば、その前の代の投資家にはこの
ほかの投資に充て得るという資格が認
められておりましたが、当然それは次
の代のものにも認めらる。合併であり
すれば、法人格がかわつただけであつ
て、包括承継によつて繼續してござい
ますので、その売却代金とか残余財産の
分配金という形で、すでに持つており
ますもので相続、合併によつて取得し
たものを、新しい株の取得のために使
い得るという規定であります。

それからハは後述述べますが、今度
新しく外国投資家預金勘定というもの
ができて参りますが、これから拂いも
どしをして株式を買う場合には認可を
してもよいということになつたのであ
ります。今申しましたのは株式を取得
してもよい、ということを示しました
が、これは株式のみならず、持分、受
益証券、社債、貸付金債券について
も、やはり最初にドルなりその他の外
貨が投資されまして、それが買却なり
残余財産の分配という形で普通の円に
かわつた場合でも、こういうたものを
これらの新投資に充てまして、その新
投資について送金保証が得られるとい
うことにいたしましたのであります。こ
れが第八條の認可基準の改正というこ
とで、今度の改正の一つの大きな点に
なつてゐるわけでありました。
それから九條は條文整理に伴う技術
的な改正でありまして、御説明を要し
ないと思ひますが、九條の2は、外国
投資家預金勘定、これはここで御説明
するよりも、後ほど出て参りますこと
ろでこの点に触れて御説明いたしたい
と考えます。
二十七ページに参りまして、第二章
に「外国資本の投下の届出又は認可」
ということになつておりますが、この
第二章でどういふ形の投資について外
資委員会の認可がいりますかという條文が
設けられてゐるのであります。外資法
で外資委員会の認可を要するとなつて
おります外資導入のまず第一の形態
は、資金の投資というのではなくて、
無形の技術の導入の場合であります。
これはいわゆる技術援助契約と申しま
して、たとえば外国の優秀な特許権を
持つておる会社が、日本の会社と提携
いたしましてその特許権の使用を許可
して、その特許によつて生産をいたし
ました場合に、その売上高の一定の割
合、あるいは確定金額の場合もござい
ますが、そういうたものの技術援助の
対価として海外に送金するという内容
の契約であります。資金という点から
申しますれば、むしろ外貨が使われて
出て行く方でありまして、これを長い
目で見ますれば、そういう技術を導入
いたすことによりまして、ただいまま
ではどうしても外国の製品を使わなけ
ればならなかつた、そのために外貨が
いつたが、これが日本でできるよにな
つて外貨が出て行かなくなつたとい
う意味では外資導入になるわけであり
ます。また新しい技術を使つてできま
した製品がどん／＼海外に輸出され、

輸出代金という形で外貨が入つて来るということも当然期待し得るわけであります。そういった意味でまず第一にこの技術援助契約が外資委員会の認可を要する外資導入の第一の形となつておるわけであります。これが今度かわりました点を申しますと、従来はただいまま申しましたような、技術援助の対価を外貨で受取る場合と、円で受取つてそれを海外送金をするという場合と区別いたしませんで、すべての場合技術援助の契約について外資委員会の認可が要するということになつておつたのであります。今回はこの点を改めまして、技術援助の契約の対価を海外に送金したいという希望があります場合にだけ、外資委員会の認可が要するということにいたしましたのであります。それともう一つは、従来は技術援助契約の條項の一部に変更があつたという場合には、條項の一部の変更だけに限らず、外資委員会の認可を得るという道はなく、変更されました場合は、全体をやり直して認可申請しなければならぬというところになつておりました。これは外国投資家にいたらずに不便な手續を課するということに相なりますので、今度の改正におきましては、変更されました條項だけについて認可の申請を受け得る道を開いたわけでありました。

それから第二の外資導入の形として重要なものとして、株式、持分の取得があります。これに関する規定が十一條にあります。この十一條で、従来株式の取得についてどういう場合に認可があるかということは、先ほど認可基準のところでお説明いたしましたのでありますが、新株と旧株にわけまして、

いわゆる旧株につきましては配当金の海外送金保証を希望する場合といふのを問はず、すべて認可が得る。そしてその場合には、従来はただ普通の日本でかせぎました円では取得できない。外貨または外貨相当物、そういうものがある資金でなければならぬ。こういうことになつておつたわけでありました。これに反して新株の場合には、上に書いてありますように、送金の保証を希望しないという場合には、届出だけでよろしい。それからもう一つ、従来は外国投資家間の相互の譲渡の場合には、やはり原則として認可が要するものであつたけれども、送金の保証を要しない場合には届出だけでよろしい、こういうことになつておつたわけでありました。この点は今度の改正でも實質的には大してかわつておらないのであります。下の欄におきまして、新株につきましては送金保証を希望しない場合には事後の届出を要するが、認可の申請はいらないということになつております。今度新しく第三号を設けまして、こういうた認可だとか届出を全然必要としない場合を、一から十一まで列挙いたしましたのであります。これは三十ページの下欄の第三項に規定してございまして、そのうちの第一号は、外国投資家が他の外国投資家から譲り受ける場合、これは全然認可がいらないということになつたのであります。それから株式、持分を相続、遺贈、合併によつて取得する場合、これもまた二、三、四によつていらないというところになつたのであります。それから四号の方は、これは持つておられます株式を発行しておる日本側の会社が合併されて、そして新しく設

立されます会社の株が割当てられた、こういう場合には、實質的には元の株の継続と見てさしつかえございませんので、こういうた株式の取得には認可はいらない。それから五号は準備金の資本組入れによつて新しく発行される株式、これも認可はいらない。六号は最近よくありますいわゆる無償交付の株でありまして、再評価積立金の資本組入れによつて発行されるもの、これも前に持つておられます株に当然の権利として割当てられる新株でありますので、別段認可を要しない。それから第七号は株式の分割、併合の場合、これも實質的には前の株と同一性を持つておりますので、認可はいらない。それから利益配当のために発行される株、これも第八号におきまして、前の株式の果実として当然ふくらんで来るものでありますから、いままら拒否もできませんので、認可はいらないということにいたしましたのであります。それから第九号は、転換株式、転換債、これは形がかわるだけでありまして、前から同じであります。第十号は連合国財産である株式の回復に関する政令、ドイツ財産管理令、連合国財産の返還等に関する政令云々ということでありまして、これも戦争前の状態に復せしむべく当然渡される株でありますので、そういうた株を外国投資家が取得いたします場合には認可がいらないということにいたしましたのであります。最後に「その他政令で定める場合」というのがございまして、これは将来どういふ場合が出て来るかわかりませんので、当然認可をはずしていいと考えられます場合は、政令で規定いたしましたと考えておるのであります。

株式の取得につきましてどういふ場合に認可があるか、どういふ場合は認可がいらないかというところは以上御説明申し上げた通りであります。それから第十二條は今度新しく入つた條文で、これは受益証券の取得について規定いたしておるのであります。御承知のように昨年投資信託という制度ができました。受益証券が非常に盛んに発行されておるのであります。この投資信託の制度は諸外国においても相当普及しておるものであります。今後外国投資家がこれに対する投資をいたそうという意欲が出て参ることは當然予想されるわけでありまして、従来法律によりまして、これに投資いたしまして、元本だとか果実につきまして送金保証をするという制度が全然なかつたわけでありましたけれども、今度新しくこの外資法に規定いたしまして株式同様、果実、元本について送金保証をなし得る道を開いたのであります。従いまして外資委員会の認可を要する受益証券の取得は、果実なり元本の回収金の海外送金を希望する場合に限つておるわけでありまして、そして受益証券について外人相互間で譲渡が行われる場合、あるいは相続、遺贈、合併の場合にやはり認可がいらないという点は株式同様であります。十二條の二項はそのことを規定いたしましたのであります。

それから第三の形態といたしまして、社債または貸付金債権の取得というのがございまして、これがやはり従来の規定と相当大きくかわつた、一つの点でございまして、従来単純に資金の貸付を行ふ、あるいは社債に応募するといった形の投資は、どういふ場合

に外資委員会の認可を要するかと申しますと、三十六ページの上欄にありますが、三十一條の二項に對する投資が外資委員会の認可を要する他の事項とともに行われるときには外資委員会の認可を要する。つまり外国のある会社が日本の会社に対して技術援助を行ふ、あるいは日本の会社の経営に参加するために株式の一定割合を取得する、それと同時にその会社に対して貸付金を行ふ、こういうた場合にはその貸付金について外資委員会の認可がある。そして後の條文に出て参りますところによつて、その貸付金については元利金の海外送金は保証される。従いましてこの外資委員会の認可を要する他の事項と同時に行われないうた場合には、外資委員会の認可がいらない。しかし認可がいらないけれども、元利金の送金保証を受ける道がなかつた、こういう不都合があつたのであります。この点の不都合を除きましたために、今回の改正では、外資委員会の認可を要する他の事項と同時に進行場合であらうがなからうが、元本なり利子の海外送金を希望する場合には、たとひ單獨の場合であつても外資委員会の認可を要する、そして外資委員会が認可すれば元利金が保証される、こういう形にいたしましたのであります。但し一年未満の、ごく短期のものでありますとか、あるいは短期の国際商業取引の決済のために生じますような貸付金につきましては、これは外貨送金の保証というところを行いません実益もあまりありませんので、そういうたものは認可がいらないということにいたしましたのであります。またこれらの債権を増資

合併によつて取得する場合、あるいは外人相互間に譲渡が行われる場合には認可がいらないという点は、株式、受益証券の場合と同様であります。大體技術援助契約、それから株式の取得、それから受益証券、それから社債、貸付金債権、この四つの形の外資導入につきまして、どうした場合に外資委員会の認可がある、どうした場合に外資委員会の認可が不要であるという点を、一応御説明したわけでありました。第十三條の二以下は多少ほかの事柄になりますので、この辺で一応打ち切りまして、また後は説明を継続いたします。

○前田委員長 次に、去る八日本委員会に付託になりました国土総合開発法の一部を改正する法律案を議題といたします。まず政府の提案理由の説明を求めます。周東國務大臣。

国土総合開発法の一部を改正する法律案

国土総合開発法の一部を改正する法律

国土総合開発法（昭和二十五年法律第二百五号）の一部を次のように改正する。

第一條の前に次の目次及び章名を加える。

- 目次
- 第一章 總則（第一條・第二條）
 - 第二章 国土総合開発審議会、都府県総合開発審議会及び地方総合開発審議会（第三條・第六條の六）
 - 第三章 総合開発計画の作成（第七條）

條（第十一條の四）
第四章 総合開発計画の実施（第十二條・第十三條の三）
第五章 補則（第十四條・第十五條）

附則

第一章 總則
第二條の見出しを（国土総合開発計画）に改める。

第三條の前に次の章名を附する。
第二章 国土総合開発審議会、都府県総合開発審議会及び地方総合開発審議会

第四條第一項中「総合開発計画」の下に「及びその実施に關し必要な事項」を加える。

第五條を次のように改める。
第五條 附則

第六條第一項中「以下本條中「審議会」といふ」を削り、「三十人」を「四十五人」に改める。

第六條第二項を次のように改める。

委員は、左に掲げる者について、内閣総理大臣が任命する。

一 衆議院議員のうちから衆議院が指名する者 九人

二 参議院議員のうちから参議院が指名する者 六人

三 総合開発計画に關し學識経験を有する者 十五人以上

四 關係行政機關の職員 十二人以上

五 地方公共団体の長 三人

員のうちから任命される委員を除く他の委員」を「前項第三号の委員」に改め、同項但書中「任期が四年の委員で最初に任命される委員を」最初に任命される当該委員」に改め、同項を同條第三項とし、同條第五項中「審議会」を「国土総合開発審議会」に改め、同項を同條第四項とし、同條第六項中「調査審議会」を「調査」に、「審議会」を「国土総合開発審議会」に改め、同項を同條第七項とし、同條第七項中「委員」の下に「特別委員」を加え、同項を同條第八項とし、同條に第五項及び第六項として次の二項を加える。

5 特別の事項を調査審議させるために、国土総合開発審議会に、臨時に、特別委員を置くことができる。特別委員は、総合開発計画に關し學識経験を有する者及びその他適當と認める者のうちから、内閣総理大臣が任命する。

6 特別委員は、特別の事項の調査審議が終了した場合においては、退任するものとする。

第六條の次に次の五條を加える。
（特別委員会）
第六條の二 国土総合開発審議会は、特に重要と認める河川を含む特定地域又はその他の特定地域に關する特定地域総合開発計画及びその実施に關し必要な事項について、特別に調査審議する必要があると認める場合においては、特別委員会を置くことができる。

2 特別委員会に属すべき委員及び特別委員は、会長が指名する。

3 特別委員会の委員長は、特別委員会に属する委員及び特別委員のうちから互選する。委員長は、特別委員会の議事を整理し、その経過及び結果を国土総合開発審議会に報告しなければならない。

（国土総合開発審議会の運営等）
第六條の三 前二條に定めるものを除く外、国土総合開発審議会の事務をつかさどる機關並びに国土総合開発審議会の議事及び運営に關し必要な事項は、政令で定める。

（資料の提出）
第六條の四 關係行政機關の職員は、国土総合開発審議会の求めに応じて、資料の提出、意見の陳述又は説明をしなければならない。

（要旨の公表）
第六條の五 国土総合開発審議会は、その調査審議の結果について必要があると認める場合においては、その要旨を公表するものとする。

（都府県総合開発審議会及び地方総合開発審議会）
第六條の六 都府県総合開発計画及びその実施に關し必要な事項について調査審議するために、都府県は、條例で、都府県総合開発審議会を設置することができる。

2 地方総合開発計画及びその実施に關し必要な事項について調査審議するために、關係都府県は、その協議によつて、規約を定め、地方総合開発審議会を設置することができる。

3 前項の規定による關係都府県の協議については、当該都府県の議会の議決を経なければならない。

4 前各項に規定するものを除く外、都府県総合開発審議会及び地方総合開発審議会の設置、組織及び運営に關し必要な事項（地方総合開発審議会については、費用の負担方法を含む）は、それぞれ條例又は規約で定めなければならない。

第七條の前に次の章名を附する。
第三章 総合開発計画の作成
第七條を次のように改める。
（全国総合開発計画）
第七條 内閣総理大臣は、關係各行政機關の長の意見を聞き、国土総合開発審議会の調査審議を経て、政令の定めるところにより、全国の区域について、全国総合開発計画を作成するものとする。

2 全国総合開発計画は、前項の規定により作成された場合においては、これを都府県総合開発計画、地方総合開発計画及び特定地域総合開発計画の基本とするものとする。

3 内閣総理大臣は、第一項の規定により作成した全国総合開発計画の要旨を公表するものとする。

（都府県総合開発計画）
第七條の二 都府県は、その区域について、都府県総合開発計画を作成することができる。

2 都府県は、都府県総合開発計画を作成した場合においては、建設大臣を通じて、これを内閣総理大臣に報告しなければならない。

3 内閣総理大臣は、前項の規定による報告を受けた場合においては、これを国土総合開発審議会に諮問するとともに、關係各行政機關の長に送付しなければならない。

方総合開発審議会の設置、組織及び運営に關し必要な事項（地方総合開発審議会については、費用の負担方法を含む）は、それぞれ條例又は規約で定めなければならない。

第七條の前に次の章名を附する。
第三章 総合開発計画の作成
第七條を次のように改める。
（全国総合開発計画）
第七條 内閣総理大臣は、關係各行政機關の長の意見を聞き、国土総合開発審議会の調査審議を経て、政令の定めるところにより、全国の区域について、全国総合開発計画を作成するものとする。

2 全国総合開発計画は、前項の規定により作成された場合においては、これを都府県総合開発計画、地方総合開発計画及び特定地域総合開発計画の基本とするものとする。

3 内閣総理大臣は、第一項の規定により作成した全国総合開発計画の要旨を公表するものとする。

（都府県総合開発計画）
第七條の二 都府県は、その区域について、都府県総合開発計画を作成することができる。

2 都府県は、都府県総合開発計画を作成した場合においては、建設大臣を通じて、これを内閣総理大臣に報告しなければならない。

3 内閣総理大臣は、前項の規定による報告を受けた場合においては、これを国土総合開発審議会に諮問するとともに、關係各行政機關の長に送付しなければならない。

4 関係各行政機関の長は、前項の規定による送付を受けた場合においては、これに対する意見を経済安定本部総裁に提出し、経済安定本部総裁は、これらの意見を取りまとして、国土総合開発審議会に提出しなければならない。

第八條第二項中「前項の規定による」の下に「地方総合開発計画区域の設定のための」を加える。

第九條を次のように改める。

第九條 削除

第十條第一項中「特定地域として」の下に「その資源の開発、災害の防除又は建設若しくは整備等に関し目標となるべき事項（以下「開発目標」という。）を指示して」を加え、同條第五項中「第七條」を「第七條の二」に改め、同條第六項を削り、同條の次に次の一條を加える。

（特定地域総合開発計画の決定）

第十條の二 内閣総理大臣は、特定地域総合開発計画について第四條第一項の規定による報告又は勧告を受けた場合においては、その報告又は勧告に基づいて、政令の定めるところにより、当該特定地域の開発目標に照らして根幹となるべき事業又は緊急を要する事業及びこれらと密接な関係を有する当該特定地域外の事業の計画からなる特定地域総合開発計画を決定し、閣議の決定を求めなければならない。

2 内閣総理大臣は、経済事情等の著しい変化のため、前項の規定による閣議の決定があつた特定地域総合開発計画が情勢の推移に適合しなくなつたと認める場合において、

ては、関係各行政機関の長、関係都府県及び国土総合開発審議会の意見を聞いてこれを變更し、閣議の決定を求めることができる。

3 内閣総理大臣は、その決定し、又は變更した特定地域総合開発計画について、閣議の決定があつた場合においては、その要旨を公表するものとする。

第十一條中「都府県総合開発計画、地方総合開発計画又は特定地域総合開発計画」を「総合開発計画」に改め、同條の次に次の三條を加える。

（都府県に対する勧告又は助言）

第十一條の二 内閣総理大臣は、都府県が作成した総合開発計画について第四條第一項の規定による報告又は勧告を受けた場合においては、その報告又は勧告に基づいて、当該総合開発計画を作成した都府県に対し、必要な勧告又は助言をしなければならない。

（総合開発計画の作成のための調査に要する経費）

第十一條の三 国は、都府県が総合開発計画を作成するための調査に要する経費については、予算の範囲内において、その一部を補助することができる。

（調査の調整）

第十一條の四 経済安定本部総務長官は、関係各行政機関の長が総合開発計画に関して行つた調査について必要な調整を行い、当該各行政機関の長に対し、調査の結果について報告を求めることができる。

2 経済安定本部総務長官は、前項の規定による調整を行う場合において、

必要があるとき、関係各行政機関の長、関係都府県及び国土総合開発審議会の意見を聞いて、特に調査すべき地域を指定することができる。

第十二條の次に次の章名を附する。

第四章 総合開発計画の実施

第十二條及び第十三條を次のように改める。

（年度計画）

第十二條 関係各行政機関の長は、毎年度、特定地域総合開発計画の実施についてその所掌する事項に關して作成した翌年度の事業計画を経済安定本部総務長官に提出しなければならない。

2 都府県は、毎年度、第十一條の二の規定による勧告又は助言に基づいて、総合開発計画の実施について翌年度の事業計画を作成した場合においては、政令の定めるところにより、これを関係各行政機関の長及び経済安定本部総務長官に提出することができる。

3 経済安定本部総務長官は、前二項の規定により提出された事業計画について必要な調整を行うものとする。

（特定地域総合開発計画の実施に關する経費）

第十三條 政府は、特定地域総合開発計画を実施するために要する経費については、必要な資金の確保を図り、且つ、毎年度、国の財政の許す範囲内において、これを予算に計上することに努めなければならない。

2 国は、地方公共団体が行つた特定地域総合開発計画の事業について

て、国が負担すべき経費の割合に關し、別に法律の定めるところにより特例を設け、又は当該地方公共団体に對し、地方財政法（昭和二十三年法律第九号）第十六條の規定に基き補助金を交付し、その他必要と認める措置を講ずることが出来る。

（特定地域総合開発計画に關する調整）

第十三條の二 関係各行政機関の長は、やむを得ない事情により、特定地域総合開発計画の円滑な実施に支障を及ぼす虞がある処分又は事業を行わなければならない場合においては、内閣総理大臣に對し、当該特定地域総合開発計画との調整を要請しなければならない。

2 内閣総理大臣は、前項の規定による要請があつた場合において、必要があると認めるときは、国土総合開発審議会の意見を聞いて、必要な調整を行うものとする。

（総合開発計画の実施に關する勧告）

第十三條の三 経済安定本部総務長官は、総合開発計画の実施について調整を行うため必要があると認める場合においては、関係各行政機関の長に對し、必要な勧告をすることができる。

第十四條の次に次の章名を附する。

第五章 補則

本則中第十四條の次に次の一條を加える。

（政令への委任）

第十五條 この法律の実施のための

手続その他その執行について必要な事項は、政令で定める。

附則

1 この法律は、昭和二十七年五月一日から施行する。

2 この法律施行の際現在に在職する国土総合開発審議会の委員のうち、総合開発計画に關し学識経験を有する者のうちから任命された委員中内閣総理大臣の指定する二人は、この法律施行の日において、解任されるものとする。

3 この法律施行の際現在に在職する国土総合開発審議会の委員のうち、総合開発計画に關し学識経験を有する者のうちから任命された委員（都道府県知事と兼ねる委員及び前項の規定により解任される委員を除く。）は改正後の国土総合開発法第六條第二項第三号に掲げる者として、関係行政機関の職員のうちから任命された委員は同項第四号に掲げる者として、都道府県知事と兼ねる委員は同項第五号に掲げる者として、この法律施行の日において、別に辞令を用いないで、国土総合開発審議会の委員にそれぞれ任命されたものとみなす。

4 前項の規定により改正後の国土総合開発法第六條第二項第三号に掲げる者として任命された国土総合開発審議会の委員の任期は、同條第三項の規定にかかわらず、同項に規定する任期からその者が同審議会の委員として既に在任した期間を控除した期間とする。

○周東國務大臣 たいだいま議題となり
ました国土総合開発法の一部を改正する
法律案の提案理由を御説明申し上げ
ます。

講和條約の締結後におきまして、わ
が国の經濟自立を達成するためには、
電源開発、食糧増産、未利用林の開発
及び災害防除対策の確立等の国土総合
開発事業の推進が、焦眉の急務となつ
ておりますことは、御承知の通りで
あります。

これがために、一昨年の五月二十六
日に国土総合開発法が公布され、中
央、地方を打つて一丸とした総合開
発計画の立案とその審議の体制を整備す
る上に、大きな役割を果たして来たので
ありますが、同法は計画組織法であり
まして、実施上の措置につきましても
は、特定地域の開発について国の經費
負担及び補助の特例に関する規定があ
るのみであります。

特定地域につきましては、昨年の十
二月四日に地域指定が行われ、しかも
一方、これら特定地域内の重要河川の
総合開発計画は、今や国をあげての要
望となつてゐる際、国土総合開発計画
を実施に移すための諸般の措置を講じ
ますとともに、当該計画を調査審議す
る国土総合開発審議会の組織及び所掌
事務を強化して、国土総合開発計画
を促進し、もつて社会福祉の向上に
貢献したいと存する次第であります。
これが本改正法律案を提出した理由で
あります。

以下、本改正法律案の内容につきま
して、その大要を御説明申し上げます。
第一に、国土総合開発計画を国の行
政に移す手続が現行法には何ら規定さ
れていないので、本改正法律案におき

ましては、特に国家的要請の強い特定
地域総合開発計画を閣議決定すると
も、これに必要な予算の計上及び資
金の確保に努めることとしたのであ
ります。さらに、都府県、地方の各
総合開発計画につきましても、都府県
がその年度計画を作成して提出した場
合には、これに必要な調整を加えて、
行政に反映せしめる措置をとつたので
あります。

第二に、国土総合開発審議会の組織
及び所掌事務を強化したことであ
ります。従来国土総合開発審議会の委
員には衆参両院の議員は入つていなか
つたのでありますが、本改正法律案に
おいては、これを委員として任命する
こととしたしまして、審議会の組織を
強化するとともに、その所掌事務につ
きましても、国土総合開発計画の調査
審議にとどまらず、その実施に關して
必要な事項についても調査審議するこ
ととしたしまして、国土総合開発計画
の実施の促進をはかることとしたした
のであります。

第三に、国土総合開発計画は、強度
の総合性を確保する必要がある、その
ためには、計画段階における調整のみ
ならず、実施段階における調整も欠く
ことができないのでありまして、この
ために特定地域総合開発計画のみなら
ず、その他の国土総合開発計画につい
ても、新たにこれが実施の調整規定を
設けた次第であります。

第四に、各種の国土総合開発計画を
総合的に進めて行くためには、これら
の各計画全体についての基本となるべ
きものが必要なのでありますが、本改
正法律案におきましては、全国総合開
発計画を内閣総理大臣が作成した場合

には、これを国土総合開発計画の基本
とする旨の規定を設け、これによりま
して、当該各計画を一貫した方針の下
に推進して行くこととしたしたのであ
ります。もちろんこれにつきましても
は、全国総合開発計画が作成されてか
ら他の計画が作成されるという、こと
ではなく、都府県、地方、特定地域の
各総合開発計画と全国総合開発計画と
は、相互に関連しつつ、策定または修
正されて行くべきものであると考えて
おります。

第五に、国土総合開発計画を進めて
行きますためには、当該計画の作成及
び調整のための調査は絶対に必要な
のであります。これにつきましても、都
府県が当該諸計画を作成する場合にお
ける調査費の補助規定を設けるととも
に、一方政府といたしましては、各省の調
査が重複することのないよう、これを
調整することとしたのであります。

以上本改正法律案の大要につきまし
て御説明申し上げましたが、何とぞ慎重
御審議の上、すみやかに賛成せられん
ことをお願い申し上げます。

○前田委員長 次に補足説明を求めま
す。今井田政府委員。

○今井田政府委員 国土総合開発法の
一部改正法律案の内容につきまして、
私から補足的に御説明を申し上げたい
と思ひます。

お手元に国土総合開発法の一部を改
正する法律案内容説明という書類が差
上げてありますので、大体の要旨はそ
の方に書いてございまして、なお私か
ら補足的に各條につきまして、改正の
要点を御説明申し上げますと思ひま
す。

全体の構成といたしまして、従来は

章別及び章名の記載が法案の中になか
つたのでございまして、今次の改正に
よりまして、見出しをつけ、あるいは
章名をつけるというふうなぐあいにい
たしまして、全体を見よく、わかりや
すいように構成をかねてございまして。
この点が第一の改正点であります。以
下各條につきまして御説明を若干加え
たいのでありますが、おもな点だけ
申し上げます。

その第一は、第六條であります。第
六條の国土総合開発審議会の組織と機
能を変更した点であります。御承知の
ように、従来の国土総合開発審議会の
委員の構成は、三十名でございまし
て、そのうちには学識経験者及び関係
各行政機関の職員と、地方公共団体
の長の一、二名を含んでおりまして、衆
参両院の議員は、その構成のうちには
入つておられなかつたのでございませ
う。ところが今回の改正によりまして、委
員の数を三十名から四十五名に増加し
たしまして、うち十五名を衆参両院の
議員に充てる。衆議院から九名、参議
院から六名の委員を新たに総理大臣が
任命するといふふうな関係に変更し
たのであります。この変更をいたしま
したおもな理由は、総合開発審議会
が、従来主として審議いたします内容
は、計画の審議にとどまつておりまし
て、計画の実施の面には触れていなか
つたのでございまして、総合開発事務
を進めて参ります上におきまして、た
だ単に計画の審議だけでは足りない。審
議会としましては、計画の役割を果た
していただくべきでございまして、こ
の段階に立至つて参りました。そこで衆参

両院から、今申し上げましたように、
十五名の委員の参加を得まして、これ
によりまして主としてでき上りました
計画の実施を促進するよう御努力を
お願いするといふふうな点を、おもな
理由にいたしまして、衆参両院の議
員を十五名新たに参加していただく
といふ規定にいたしましたのでありま
す。すなわち審議会の機能が強化され
ましたので、これに伴ひまして、所
要の構成の変更をいたしましたといふ
な関係になつておるのであります。

その次に第六條第五項で、特別委員
を設けることができる、特別委員には
「学識経験を有する者及びその他適当
と認める者のうちから、総理大臣が任
命する。」といふことを規定してござい
ますが、これは第六條の二に、国土総
合開発審議会に特別委員会というもの
を設けますと関係上、その特別委員会
の特別委員たるべき者の一部をあらか
じめ総理大臣が任命するといふ関係
で、この規定を置いたわけであります。

この第六條の二の特別委員会と申しま
すのは、国土総合開発審議会の下部機
構であります。その審議会のうちに、
第六條の二にございまして、特に
重要と認める河川を含む特定地域又は
その他の特定地域に對しまして、委員
会を特別に置きまして、そこで審議を
していただくといふふうなものであり
ます。これはここにございまして、
特定地域のうちでも「特に重要と認め
る河川を含む特定地域又はその他の特
定地域」これらの地域につきまして、
特別の調査審議をする。しかも通常の
委員のみでは不十分でありまして、特
にその地域の事情に通曉しておる方、
あるいは特別の専門家、そういうふう

な方々は、先ほども申し上げましたように、特別委員といたしまして、あらかじめ総理大臣の任命を得まして、それらの方々をもつて構成いたします特別委員会によりまして、それらの地域の問題につきまして審議を願うというふうな形をとつておるのであります。これも今次の改正によりまして、総合開発審議会の内容あるいは構成等につきまして、変更をいたしました重要な事項の一つであります。

その次に第三章の第七條であります。今次改正におきまして、全国総合開発計画の作成を内閣総理大臣の職務といたしまして同時に、第二項におきまして、全国総合開発というものの性格を明らかにしたというのが、改正の点でございます。御承知のように現行法におきましては、全国総合計画というものは、国がつくるのだということだけをうたつてありまして、いつ、だれが、どのような方法で、いかなるものをつくるかというふうなことにつきましては、まったく規定が欠落しておつたのであります。ところが総合開発計画をだん／＼進めて参ります上におきまして、地方計画なり、あるいは府県計画なり、あるいは特定地域計画なりの相互の関係を、統一ある関係におきまして調整いたしたり、あるいは計画自体の適否を判断いたします場合におきまして、全国的な視野に立ちました場合の一つの基準というものがあつたものと、これらの判定も非常に困難になりますので、どうしても全国総合開発計画というふうな有権的な一つの基準がなければいかぬというふうな必要も感ぜられたので、そこで今回新たに総理大臣が各行政機関の長の

意見を聞きまして、特別の総合開発計画を作成しなければならぬというように規定したのであります。しかもそのつくられますものは、第二項にございますように、特定地域総合開発計画、地方総合開発計画あるいは都府県総合開発計画の基本となるものである、すなわちこれらの計画の基本となる性格を持つものであるというふうな規定をいたしております。全国総合開発計画はそれ自体実施計画にあらずして、他の計画の基本となるものであるということ、ここにおいてはつきり規定したのであります。ただこの條文が規定にあたりまして、いろいろ意見が出まして、こういうふうな基本となるべき計画ができなければ、地方計画、特定地域計画あるいは都府県計画というものができないというふうなことは困る。全国計画の作成に手間どつて、他の計画の決定が遅延するようなどことは非常に困るというふうな意見がございましたので、第二項の第一行目にごさいますように、全国総合開発計画は、前項の規定により作成された場合においては、これを各計画の基本とするというふうに規定いたしました。万一全国総合開発計画ができないうような場合には、他の計画はこれに準拠しなくてもよろしい、これができた場合のみ準拠すればよろしいというように規定いたしましたのであります。蛇足でございますが、われ／＼といたしましては、なるべく早く全国総合開発計画というものをつくる、おそくも今年度の下期にはつくりまして、計画の統一性を保持したいと考えて、準備いたしておる次第であります。

次に改正いたしましたおもしろなる点は、第十條の特定地域総合開発計画に開発目標を新たに加えた規定をするというふうな関係にいたしましたことでございます。従来、特定地域の指定にあたりましては、御承知のように、単に地域指定のみ行いまして、その地域におきましていかなる事業、いかなる計画が作成されることを国として意図したかという点につきましては、何らこれを規定いたしておらなかつたのであります。ただ地域指定を行つておつたにすぎないのであります。これでは何がゆゑにその地域の指定を行つたかという理由につきましても明白でございせんし、またその地域におきまして、いかなる事業計画に重点を置くかという国の意思も明瞭でございせんので、地方で特定地域計画をつくりましても、非常に困難を感ぜられることでもありますので、今回の改正によりまして、特定地域を指定いたしました際には、同時にその地域に對して目標となるべき事項を指示いたしました。計画作成上の参考といひますか、計画作成上の便宜に資したいといふふうに改正を行つたのであります。これによりまして、とかく従来散漫になりがちでありましたところの特定地域の総合開発計画も、きわめて重点的に遂行されることに相なるのではなからうかというふうに考えておるのであります。一つの地域の開発計画をつくりまします際には、あれもこれもというのとでありましたのでは、とても実施に手間どりますので、なるべく開発目標というものは重点的にしほりまして、計画の簡素化をはかりまして、当該地域の最も必要な事項についてのみ、早

く総合開発計画の成果を実現いたしたいというのが、この開発目標を指示した理由であります。その次に、第十條の二におきまして、特定地域総合開発計画の決定という事項を新たに追加いたしました。現行法におきましては、御承知のように、総合開発計画が地方から提出されまして、内閣総理大臣がこれを審議会に諮問いたしました。審議会の報告、勧告がありまして、それに基づきまして、必要な勧告を地方に對して出すという関係の規定しておるのとどまりまして、その完成された計画を行政の上に反映し、あるいは国としてこれをどう取扱うかというふうな関係は、まったく規定してなかつたのであります。従ひまして政府として考案いたしました、これを機ひきだしに入れてしまふというふうなことをいたしまして、何ら法的な拘束はなかつたのであります。これではせっかく国をあげてつくりました総合開発計画も、いたずらに机上計画となつてしまふおそれもございますので、今次の改正におきましては、総合開発計画をいかにして行政の上にのりつらせるべきかという関係の規定を、最も重点的に改正することを意図いたしました。以下十二條、十三條におきまして規定したのであります。その一連の規定の第一として、第十條の二があるわけでありまして、すなわち特定地域総合開発計画というものは、今後地方から提出されまして、審議会がそれを審議しました場合には、これを国として閣議で決定いたしました。国の行政方針にすることといたした

たのが、第十條の二の規定であります。すなわち当該地域としまして、その計画が開発目標に照らしていいか悪いかということとを判定いたしました。国の行政方針にすることといたしたものであります。これに對しまして、第十二條におきましては、この全体計画としての特定地域計画をさらにくくさしまして、年度計画として国が取上げるという関係を規定しておるのであります。関係各行政機関の長は、第十條の二において、行政方針として定められた特定地域の総合開発計画につきまして、それぞれ次年度の実施計画たる事業計画をつくりまして、それを安定本部総務長官に提出しなければならぬというふうな年度計画の作成義務を、関係各行政機関の長に對して與えたのであります。そうしてこの規定の第三項におきまして、安定本部総務長官は、各省から提出された年度計画を調整いたしまして、一応最終的な案におきまして、翌年度の特定地域総合開発計画の事業計画をつくる。そうして第十三條におきまして、このつくられた計画に對しましては、国は財政の許す範囲におきまして、予算を計上し、あるいはこれに必要な資金の確保をはからなければならぬというふうな関係を加へまして、これら一連の規定によりまして、従来行政にのりつりませんでした総合開発計画が、まったく国の行政の上にのり得るよう規定を設けることといたしまして、総合開発計画の成果を確保することといたしたというのが、今次改正の最大のねらいになつておるわけでありまして、先ほど御説明いたしましたように、

今度の改正は特定地域をおもなる対象として取上げておるのであります。御承知のように、特定地域は国民經濟に非常に強度な関連を持つておるといふ意味合いからいたしまして、国が特に指定した地域でもありますし、その地域の計画が遂行されるとされないといふは、国としても非常に責任を持つておる地域でありますので、まず第一に特定地域につきまして、完全なる総合開発の成果を果したいというのが、今の現在の総合開発に対する態度であります。今度の改正におきまして、そのような観点からいたしまして、むしろ他の都府県計画なり、地方計画につきましても重点を置いておるのでありますけれども、それ以上に特定地域計画に對しまして大きな重点を置きまして、主として特定地域計画の遂行が確保されますような規定をたくさん盛り込んである次第であります。従いまして、今次改正の重点は、特定地域総合開発計画の遂行に重点を置いたということもいえると思ひます。しかしながら、むしろ都府県計画につきましても等閑視したわけではないのであります。たとへば第十二條二項にありましますように、都府県も年度計画はつくるのであつて、つくつた場合には、これを關係行政機關の長及び安本長官に出さなければならぬ。従いましてこれらの行政機關は、これを受理する義務がある。そうしてこれに對しまして、第三項によりまして必要な調整を加へる。調整を加へました以上、これにつきまして国が予算を計上する道義的責任があることは明白な事実でありますので、第十三條にその關係は明記はしてございませぬけれども、當然調整しま

した都府県計画につきましての予算計上につきまして努力すべきことは言ひまでもないことではあります。

第十三條の二は特定地域総合開発計画に關する調整の關係を規定してあります。一旦きまりました特定地域総合開発計画も、だん／＼実施して参りますと、やむを得ない事情によりまして、その計画の円滑な実施に支障を及ぼすようなおそれがある処分や、あるいは事業を行わなければならないような關係が起つて来るかと思ひますのであります。この場合、それ／＼その事業を所管しております關係行政機關の長は、總理大臣に對しまして本来の計画との調整を要請しなければいけない。むしろ本條文には限界があるのであります。元々の計画を変更するようなりまして、その計画の変更には、計画変更と計畫の変更に至らない程度の調整の必要がありまします場合には、總理大臣に關係各省が以上のようなことを要請いたしました。その間の調整をはかるようにならうとするというふうな關係が、十三條の二の規定の趣旨であります。これによりまして特定地域総合開發計画といふものの有権性を確保するといふための配慮が拂われておるのであります。

長に對しまして必要な報告をなし得るという権限を留保してありますのが、第十三條の三であります。

以上大体今度の改正におきまして意図いたしましたものの要点を申し上げたのであります。が、繰返して申し上げますように、今度の改正で最も重点を置きましたのは、従来の規定、すなわち現行法において欠陥しているところを補完した計画を、いかにして行政の上で反映させるべきかというふうな規定を盛り込むことにあつたのであります。そして、総合開發法といひましては、まだこれでは不足な面があるのであります。と申しますのは、実施上の隘路につきましてこれを解決するような権限なり、あるいは補助策なりを講ずべき必要がまだ考えられるのであります。が、それらの改正は後日に譲りまして、今日の段階におきましては、今申し上げましたように、完成されました計画をいかにして行政の上に反映せしめるかというふうな点に重点を置きまして、今次の改正案を作成した次第であります。

す。これで見ますと、第一日数が少ないということ。少いということとはあつて聞きます。国土総合開發法といふものは、五月一日までにどうして上げねばいけないのですか。もし上げねばいけないといふことを公に言つたのではないといふような、自由党のいつもの専横な逃げ口上を言うならばなお聞いたんですが、そういうようなことに根拠があるかないかということ承りたい。

外資法なんかも非常に重要な法案であるにもかかわらず、三日しかないでしよう。国土総合開發法の場合には、十六日、十七日、二十二日、二十三日は討論で、外資法のときは十六日、十九日、二十二日の三日間になつておりますが、從來三時ごろに発言がまわつて来て、五時ごろに打ち切らなければならぬといふ情ない実情なんですから、野党としてはもつと時間を十分とつてもらいたい。野党でも理事会に参加した人もあるのだから、そんな野党のこととは知りませぬけれども、共產党としては反対なんです。要は国土総合開發法審議には十分な時間をとつて、まじめにやれないか。今になつて五月一日にあがるがために時間がないといふような、おかしな役人根性を出して答弁するならば、五月一日は今年の正月の一日の日から来るということがわかつてゐるんだと言ひ返したい。もつと早く出さないといい。これでは根性が腐つてゐるのではないですか。そんな点について、理事会なんかについては私反対であるといふことをはつきり意思表示しておきます。従いまして、自由党として、反対側から十分聞かなければならぬ内容のものであるならば、質疑時間を延ばすといふことを、大体考慮に入れておいてもらいたい。そのことだけはつきり要求しておきます。

第十三條の三の、総合開發計画の実施に關する報告の規定であります。これは年度計画としての実施計画を実施して参ります場合には、あるいはその規模等につきまして調整を必要とするような場合が起るのかと思ひますのであります。さうな場合には、經濟安定本部總務長官は、關係行政機關の

〇前田委員長 これよりさきに補足説明を聴取いたしました外資に關する法律の一部を改正する法律案を議題といたします。質疑に入りまします。質疑の通告がありましますから、順次これを許します。

〇横田委員 その前に議事進行について……

〇前田委員長 それでは質疑を少し待ちまして、横田君。

〇横田委員 審議日程表というものをもらいました。これに不服なんです。

〇前田委員長 お答えいたします。こういうことでやうやうということ。理事會に諮りまして、結局それは理事會の申合せ事項になつておりますから、その申合せを変更するには理事會の了解を得なければならぬことになつております。

〇横田委員 それでは、その点については理事會でどんなことを決議して、こつちが責任がない、反対だといふ意思表示をはつきりしておきます。大体これで見ますと、国土総合開發法の審議日数は三日しかないでしよう。

〇前田委員長 ただいまの御発言は理事會の申合せ事項に關係がありますから、理事の各位とよく御相談いたしまして。

〇横田委員 そんならこれから共產党も公然と入るようにしてもらいた。これはもちろん議運の關係云々も

〇前田委員長 これよりさきに補足説明を聴取いたしました外資に關する法律の一部を改正する法律案を議題といたします。質疑に入りまします。質疑の通告がありましますから、順次これを許します。

〇横田委員 その前に議事進行について……

〇前田委員長 それでは質疑を少し待ちまして、横田君。

〇横田委員 審議日程表というものをもらいました。これに不服なんです。

〇前田委員長 これよりさきに補足説明を聴取いたしました外資に關する法律の一部を改正する法律案を議題といたします。質疑に入りまします。質疑の通告がありましますから、順次これを許します。

〇横田委員 その前に議事進行について……

〇前田委員長 それでは質疑を少し待ちまして、横田君。

〇横田委員 審議日程表というものをもらいました。これに不服なんです。

〇前田委員長 お答えいたします。こういうことでやうやうということ。理事會に諮りまして、結局それは理事會の申合せ事項になつておりますから、その申合せを変更するには理事會の了解を得なければならぬことになつております。

〇横田委員 それでは、その点については理事會でどんなことを決議して、こつちが責任がない、反対だといふ意思表示をはつきりしておきます。大体これで見ますと、国土総合開發法の審議日数は三日しかないでしよう。

〇前田委員長 ただいまの御発言は理事會の申合せ事項に關係がありますから、理事の各位とよく御相談いたしまして。

〇横田委員 そんならこれから共產党も公然と入るようにしてもらいた。これはもちろん議運の關係云々も

あります。しかしこんな時には自由党に都合のいい解釈で、定足数の場合には数不足の場合でもたくさんおるよう

に言えるわけだ。だから、そういう意味において、理事会にわれ／＼も入れるように確約したいのですが、これを理事会ではつきり確約してもらわなければ、公然性がないからおれはいやだ。

○前田委員長 その点は議運で理事の人数の割振りについてはきまつているのですから、正式に理事になつてい

いとすることになりますと、理事会の申合せでい／＼と問題があると思

いますけれども、なるべく皆さんの御意見を理事会に諮るようにしたいと思つております。

○横田委員 なまいきに人数の関係を云々しますけれども、私たちが当選して来たときには、公然と理事を共産党からも出しておつた。ところが、自由

党はアメリカの言うことを聞いて、共産党議員を追放した。しかし共産党は自由党の人のように殺人をやつた者はない。自由党の議員は裁判になつて

いるじやないか。だから、君の方はむしろ共産党の追放した人を一番先に追放解除して迎えないければいかぬ。そ

うだと思ひます。出席願うことにはさしつかえないと思ひますから、御出席いただいてけつ

○横田委員 そんな出席してもらうことはけつこうだということではだめだ。私のところは初めからつきり入

つておつた。それを議運でやめさせた。だから、共産党抜きで理事会でお

きめになりまして、共産党は懲罰動議を出して、除名処分をされない限

り、議席のある限り反対しますよ。その点だけ申しておきます。

○前田委員長 それは何といひまして、当委員会の問題を離れまして……。

○横田委員 だから、当委員会には慣例があるじやないか。

○前田委員長 それは当委員会に御出席願つて御発言願ひたいと思ひます。御意見は尊重するように理事会に諮ることになつておつた。

○横田委員 それは理事会においては今まで通りだし、何も聞いていない。その点きようはごらん／＼していること

は認めるだらう。認めるんだつたら、こゝういふやうなことをないやうに何とか善後策があるかどうか聞いておきま

す。○前田委員長 なるべく今の御意見は皆さんにお諮りすることにしておきたいと思ひます。

○志田委員 大抵がいなくなつたあとでありますから、外資に関する法律の一部改正法律案につきまして、技術的

な点だけを聞いておきたいと思ひます。あとは大臣の出席の機会にお尋ね

申し上げてみたいと思ひます。大体外資を入れるということとは、日

本の信用を増大せなければ外資が入らないことは申すまでもないのであり

ますが、戦前に引きつり、民間投資がかなり多く日本に入つた理由は、や

はり外債支拂い等に対して日本が誠実であり、きわめてまじめであつたこと

が、外国の信用を得る理由の重大な一つになつておつたと思ひます。その

けれども、こういう外債法の改正によりまして、収益の海外送金保証の道や、あるいは認可事項の改正だけで、外資

が入るものとはわれ／＼は考えられないのであります。日本の信用を増大する

外債の支拂いに対しましてお考えを持つておられるかどうか、その点をひ

とつと尋ねておきたいと思ひます。○質屋政府委員 答えたいと思ひます。

日本がこれまで外債をデフォールトしたことがないといふことはまことに輝かしい歴史であることはお説の通りでございまして、不幸にして戦争が

起りました結果、旧外債につきましても、元本の期限が到来いたしましたも

の、あるいは利拂いについてその履行をいたし得なかつたわけでありま

すが、これは講和も発効いたしまして、正常な国際関係に入ります以上、当然

考えらるべき問題でありまして、すでに数年前から吉田総理もたび／＼この

外債について考慮するといふことを内外に宣明されております。事務当局

におきましても、その具体的な方法については研究を続けておるわけござ

います。○志田委員 一億六千四百萬ドルであるとして、利率は百分になつてお

りますか。それから同時に利率を下げるといふ問題が一つあるのですが、そ

ういふ点も勘案して計算したことはございませぬか。

○質屋政府委員 ただいまこまかい資料は持ち合せておりませぬので、詳細に御説明いたしかねますが、利率は元

の契約によりまして利率でありまして、四分、五分、六分といふ／＼ございま

すが、その元の契約通りの利率で拂うといひまして、この金額に上るとい

うわけでありまして、○志田委員 この利子の未拂いの滞り

せ願いたいと思います。

○實業政府委員 私どものところにはまだ入つておりませんが、直接の権限を持つております大蔵省の方にあるいは入つておるかとも存じますので、その方をお願い合せて、もしございしたら、お答えいたします。

○志田委員 それから米國が興味を持つて日本に投資するというような、投資の対象になるものが何であるかというお調べをあなたの方ではなさつたところがあるかどうか。あればどういふもので、それをひとつ……。

○實業政府委員 何分にもこの外資導入が軌道に乗りましてから日が浅いのでございまして、外國の様子はよくわかりませんが、日本に対して興味を持つております投資層も、ただいまのところではまださう広いといふふうにも考えられませんが、どういつた日本の事業に対して特に興味を持つておるかという点を、一般的に調査いたしましたことはまだありません。ただときどき、これ／＼の具体的な事業に対して投資を考えたが、日本はどう思ふかというよりな照会を受けることはございしますが、それをもつてアメリカの投資層全般がその事業に対する投資を特に好んでおるといふふうにも言いがたいかと考えます。結局のところは、外資導入が軌道に乗りましてから今日までの、實際現われたところによつて御判断を願うよりいたし方ないと思つております。

○志田委員 政府としては今一番必要な外資は電源開發であるといふふうには私たちが考えます。その他いろいろ商業採算にマッチするものをつくるために必要とする施設の改良費のようなものもあるだらうし、あるいは造船等にも必要とするだらうと思ひますが、これらはいずれも外資を呼ぶ費目の対象になるものでありまして、外資それ自身の魅力にはならないと私たちは思つております。そういう場合には政府として今考えなければならぬことは、民間外資よりも、アメリカからアメリカの政府の金であるといふふうには考えられるのであります。そういう点では、政府はさきに七億ドルほど要望しているような事実もあるものでございすけれども、現在におきましてはどのような状態になつておりますか、それをひとつお聞かせ願ひたいと思ひます。

○實業政府委員 ただいまの御質問は、多少政治的な御質問でもございすので、大臣から御答弁申し上げた方がいゝかと思ひます。

○志田委員 それではきつめて技術的なお話を承りたいのですが、技術援助の條件が、戦前に比べて、今日まで来ているものの中で、非常に高いといふ批判があるのであります。そういうものは皆さんの方では、どういふふうにお調べになつておるか、それをひとつ例をあげてお聞かせ願ひたいと思ひます。

○實業政府委員 技術援助の契約は、ただいまのお話の通り、戦争中一時中止いたしましたのを、今回再開するといふ例が相当多かつたのであります。そういう場合には、戦前の契約の條件がどうなつておつたかといふことを、よく調べて認否を決定するといふことにいたしておりますが、ただいままでのところでは、戦前よりも不利な條件になつておるといふものは、一件もございせん。むしろ條件は前より

もよくなつておるといふものがあるくらいであります。そのほか一般的に考えまして、新しい契約でも、條件が非常に日本の会社にとつて負担が過重であると思われまうような場合には、認可の申請が出ましたあとにおきまして、外資委員会と相談いたしまして、この点をどういふふうには直したらどうかといふことを、ごく内部的に勸奨いたしまして、そして当事者の再考を求めた結果、條件が当初の契約に比して、著しく日本側に有利になつたといふようなケースも二、三あります。

○志田委員 戦前に比べて、高いのは一つもないといふふうなお話ですが、この外資法は一昨年の五月に制定された。これは先ほど御説明になつた通りであります。日本にその後入つて来た第一回の技術援助は、何月に入つておりましたか。五月以後技術援助はありせんか、ありますか。

○實業政府委員 外資法ができましたのは、一昨年の五月であります。実はその前にも技術援助のケースはあるのであります。御承知の昭和二十四年三月に、この前御審議願ひました外國人の財産取得に関する政令、いわゆる政令五一号によりまして、技術援助の契約を締結いたしました例が、十件ばかりございす。外資法ができましたが、今申しました一昨年の五月でありまして、その後ずつと毎月技術援助契約を数件認可いたしております。ことしの三月末日までに、合計百三十二件という数字に上つております。

○志田委員 あと一、二点ちよつと聞きますが、そのときに、たとえば売上げの一分というふうな技術援助の形式

があります。売上げの一分という、これは相當なものであります。利益の何パーセントといふことはわかるのであります。売上げの一分というふうなことは、技術援助の條件としては非常に高いといふことが言えると思ひますが、その点はいかがでありますか。

○實業政府委員 技術援助の契約のローヤルティ、その他の対価の取り方については、今のお話のように、売上げに対して何パーセントといふ場合もありますし、あるいは売上高について何ドルといふような確定金額のきめ方もございす。お説のような売上げの何割といふようなきめ方は、むしろケースとしては例外の方でございまして、投資といつたしましては、むしろ株式投資といふか、配当金という形でその利益に依つて、配当金という形で出て行くのが多いのであります。技術援助の場合には、大体原則は販売高の一定割合といふことになつておりますが、これはむしろ負担としてはその方がいゝわけでありまして、売れたければ拂わない。もつと契約につきわなければならぬといふようなケースもございす。いづれにいたしましても、われ／＼が技術援助契約を認可いたします場合には、この技術を導き出したとして、将来とだけだけの生産率がかかるか、そしてまたそれがどれだけ輸出され、外貨をどれくらいかせぐかといふような資料のみならず、その会社の将来の収支予想を詳しく調べまして、日本側の会社がこの契約をし

たために、非常に損をする、あるいは立ち行かないといふようなことのないように、十分な考慮を拂つた上で認可いたしまして、たゞ表面の利率は高い場合がありましても、それ以上に日本の經濟全般、あるいはその会社自身にとりましても、将来非常に有益であるといふ印象を得ました場合において認可する、こういうことにはいたしております。

○志田委員 私は今のお話は、よく考えなおしてみなければならぬと思ひます。一体技術援助といふものは、御承知の通り二年や三年で収益を上げようとして来るのではないのです。十年なり十五年なりの長期の技術援助になるわけですね。そういう場合に売上げの一分——今私が申し上げているのは興銀の調査で、皆さんの方の調査ではございせんが、たとえば東芝のゼネラル・エレクトロニクスは、売上げの一分をやられて、それではどういふやつて行けないといふので、利益の四分に減じている実情がございす。これは御承知ですか。

○實業政府委員 ちよつとその実情は存じませんが、それは戦前でもございす。最近のケースですか。

○志田委員 最近です。日本經濟年鑑一九五一年版に載つております。戦後です。

○實業政府委員 東芝が、利益の何割という形でもつて、技術援助契約を締結したといふことは、記憶がございせん。

○志田委員 それでは佐友電氣、横浜ゴムといふようなものは、これは技術援助の中に入れておるのでございすか。これも同じケースだらうと思ひます。

○實政政府委員 技術援助契約と申しましても、その技術の種類が非常に多くございますし、またその技術を導きました結果の、日本経済に及ぼさず貢獻の度合というようなものも、非常に多岐にわたつておりますので、その方式がどちらがいいかということとは、私は嚴格にこちらの方がいいということは、結論を出しかねるのではなうかと思ひます。結局その技術が、日本にとつて必要とする度合かどの程度であるか、またそれを入れた結果、日本の経済にどの程度利益がもたらされるかということ、ケース・バイ・ケースに判断いたしましたきまるべき

○高田委員 もう一つ最後に……。たとえば株式の問題で行くと、株式の原本や値上りの収益、あるいは売却代の送金保証ということをやつてく……で、今度これは非常によくなるわけですが、株の買いかえの自由はどうなますか。株の銘柄をかえて、そうし……

というわけに行かない。やはり認可を受けなければならぬということになる。すると、そこに何か日本側でチェックするようなことも出て来るかと思えますが、その点はいかがですか。

○貿易政府委員　ただいま市場で買われております株は、ケースといいたし

資国の、アメリカならアメリカの株を買つてゐる人たちの利潤よりも、日本の方が上ですが、株式なんかについて、は、平均して今五百ほどの銘柄が、一三%くらいの利率になつております。アメリカでは七分くらいだという話です。すから、それからみると非常に多いの

はその利率に甘んじて入つて来ておるわけでありませう。これは元本自体の将来の値上り、株でありませうれば、値上りというよりなことも織り込んで入つて来ておるので、必ずしも利回りだけを見て投資しておるのではないといふことが言えるかとも考へております。

また従来資金投資で金利が安かつたというところも、技術援助などとともに、行われる場合がありまして、それ以外の点でカバーされるというふうなこともあつたのではないかと、いふに考へておられます。日本の金利水準が今後上るか下るかはちよつと言明いたしかねますが、これ以上上れば、だんだん投資をいたします方でも、日本にとつて不利な條件を持つて来るというふうなこともなりかねないとも考えますが……

○志田委員 そうなつた場合に、そういう金利の引上げに耐えるような企業でなければならぬわけですが、今の状態ではそういうことが耐える企業かどうか。こういうことはあまり共産党のいる前では言いたくないことなんです、安本ではそれでも耐えられる企業であるといふふうに見えらるるかどうか。そうなれば、そういう耐えらるる企業といふものは、アメリカは投資対象としてどういふものを日本に求めておるのか、もしわかつておられれば聞きたい。

○賀屋政府委員 具体的にどういふ投資対象をねらつてゐるかといふことは、まだ私どもにはわかつておりませんが、かりにそういう條件を持ち出して外資を入れるという具体的な話合いが成立いたしました場合でも、認可をいたします際には、十分注意いたしまして、その外資を入れることのメリットと、これに伴う日本に不利益な点とをよく比較勘案いたしまして、日本の経済に少しでも役立つ場合にだけしか認可しないという方針にはかわりないのであります。

○志田委員 参考までにちよつとお尋

ねしておきますが、今まで日本の借入金あるいは金利の配当というふうなもの合計といふものは、貿易外の支拂の総計では、私の手元にあるものによりますと、〇・九%というふうになつておるのであります。皆さんの方でもやはりそんなふうに見ておられますか。——わからなければ、あとで……

○賀屋政府委員 正確なことを申し上げた方がよいと思ひますので、もう少し数字をよく検討いたしまして、お答えいたしたいと思ひます。

○横田委員 関連して——日本の今後の不況と言つたら、われ／＼がかつて言つてゐるのだと言われませんが、とにかくうまく行かないと世間一般にいわれている。そういう現状のもとにおける日本の経済の中においても、こういう日本の産業に対しては投資したいといふアメリカの考え方と、それからついでこの間の新聞にも出ておりましたように、安本の計画以上の日米経済協力下の経済のゆがみ、産業構造のそれ、そういうものの伸び方が計画とは違つております。この現実から出発して聞くと、政府は充弁性を隠すために、日本経済に役立つようなものに対しては、外資を入れるとか入れないとかいふことを言つておられますが、日本経済に役立つものは、一体どんな意味ですか。この問題が食い違つた場合、どういふふうなそれを調整するのですか。安本の計画といふのがあつたでしょう。そこへ血のにおいのする日米経済協力という妙なものを言つて来た。そういたしますと、四月六日の朝日新聞にも出ておりましたように、安本が心配するような日本の産業のゆがみになつて来た。私はさきま

ろと思つてゐるというわけは、こういうふうな日本にわずかに残つてゐる良心的な官僚がやつたところの計画に対しては、その経済面、産業面においてぐちや／＼に属国化されて行つてゐるのが日米経済協力だ。いわゆる植民地型、簡単に申しますと、こう言つてゐる。だからアメリカはそういうものに対してはそういうものに対しては金を入れるのです。あなたは、外資法の骨子といふものは、日本経済に役立つと言われませんが、そこに非常な食い違ひが出て来る。その食い違ひをどういふふうにして調整して行くのですか。

○賀屋政府委員 私は別段その間に食い違ひはないと思ひます。外資法が、外資法で認可をいたします場合に、日本の経済に役立つといふことは、外資に関する法律の第八條にもありますように、国際收支の改善に寄與するとか、あるいは重要産業の発達に寄與する、それが直接であります場合も、間接であります場合も、いろいろあると思ひますが、そういう観点から見まして、これは日本の経済の将来に役立つといふことをさめるのであります。アメリカが投資いたしますものがこの基準に合わないという場合ももちろんありますが、そういう場合は、何も外資がほしいから何でもかでも入れるという態度は、日本政府は決してとらないわけでありまして、日本の将来のために役立つといふもののみを入れて行くといふ従来の方針には、かわりないのであります。

から念仏と違ひますかといふんです。それは四月六日の朝日にも、その当日の日経その他各紙にも出ておりますし、あらゆるものに出ております。工業、伸び過ぎ、安本見解、産業構造にゆがみ——といふので、内容は、帰つてゆつくりとお読みなさい。それがあなた方の心配の種になつてゐるはずだと思ひます。おそらくこういう形における日米経済協力のもとにおいては、妙な経済構造が発展して行くと思ひます。そのときに、あなた方はあなた方として一つの計画があるのであります。その計画の通りに行くのが今後の日本の経済に役立つのだと思つておられる。ところが一方に外資を入れてもらいたい。自由党の政治家がおりますね。その外資を入れてもらいたい自由党の政治家は、あなたたちが考えるところの日本経済の今後に役立つといふような考え方はない。それは端的な面から申しますと、すでに官僚が今の議員を笑つてゐる。今の議員は日本の今後に対しての考えを持つておらずに、選挙が間近に迫つてゐるから、選挙に関するあたりのような法案審議ばかりやつてゐる。またその提出ばかりやつてゐる。こういうふうな議會政治にさえゆがみが出てゐる。小さいひびですが、それがだん／＼大きくなつて来ると思ふのです。だから私の言いたいのは、日本の政治家は、外資をもらうことにおいて蔣介石のあとをど／＼追つて行く。また外資もそれをねらつて日本を買い取つたに、日本の一部の人に利得を與へつて、日本経済をゆがめ、日本がどうなつてもいい、アメリカの金と米、米国人の金として持ち帰りたい。ところがあなた方は法案説明

の場合においては、今後の日本経済に役立つといふような、良心的なまじめなことを、感心に言われましたから、ごまかされてはいけなから、民族の独立とか、この国の繁栄を願う共産党としては、その点をばつきり聞いておかなければならぬので、あらためて聞いたのです。

○前田委員 ただいまの点は、いづれ大臣がおいでになりましたときに御質問願ふことにいたしました。本日はこの程度にとどめ、明日午前十時より委員会を開きまして、国土総合開発法の一部を改正する法律案の質疑に入りたいと考えます。

本日はこれにて散会いたします。

午後三時五十八分散会